

【保育の必要性を確認するための書類一覧】

保育を必要とする理由		必要書類
就労等	(居宅外労働) 児童の保護者が会社など家庭の外で仕事をするため、その児童の保育ができない場合 (1月の就労時間が 64 時間以上であること) (居宅内労働) 児童の保護者が家事以外の仕事をするため、その児童の保育ができない場合 (1月の就労時間が 64 時間以上であること)	・就労証明書 ※自営業の場合は「登記」、「開業届」、「確定申告書類」等の写しを添付
妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 <u>※保育の必要性の認定は、産前 6 週の月初から産後 8 週目の月末までです。</u>	・母子手帳の表紙と出産(予定)日の記入されたページの写し又は妊娠証明書
疾病・障害等	児童の保護者が病気・負傷・心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合	・医師の診断書(期間や保育が困難である状況が記載されているもの) ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等
看護・介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期にわたる傷病者、心身に障害のあるもの、小児慢性疾患に伴う監護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居または長期入院・入所している親族の介護・監護にあたっているため、その児童の保育ができない場合	・医師の診断書(期間や保育が困難である状況が記載されているもの) ・障害者手帳等の写し
就学等	児童の親が就学(職業訓練校等における職業訓練も含む)のため、その児童の保育ができない場合	・在学証明書(入学証明書)・カリキュラム等の写し
求職活動	児童の親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合 <u>※求職活動の場合、保育の必要性の認定は最長 3 か月です。</u>	・ハローワークカードの写しや採用面接通知等求職活動を証する書類
災害復旧	火災等の災害復旧に当たっているため、児童の保育ができない場合	・り災証明書
社会的養護	児童相談所長から児童福祉法に規定する通知があった場合又は公的機関からの同様通知等があった場合	
その他	保育を必要とする特別な事由がある場合	個別にご相談ください

※保育の必要性を確認するための書類は、保護者全員分が必要です。

(例) 母：妊娠・出産 → 母子手帳の表紙と出産(予定)日の記入されたページの写し又は妊娠証明書
 父：就労 → 就労証明書